

一般財団法人岐阜県バスケットボール協会諸謝金規程

[2021年4月1日から適用]

1. 競技会等における謝金

- ・ドクター
 - 1日（4時間以上）の場合 10,000円
 - 半日（4時間未満）の場合 5,000円
- ・看護師
 - 1日（4時間以上）の場合 5,000円
 - 半日（4時間未満）の場合 2,500円
- ・会場設営費（準備補助員）
 - 1コート 10,000円以内
 - 準備役員及び引率者は、旅費日当を支給する。
- ・TO補助員
 - 1クルー 1試合3,000円
 - ただし、当日、試合に出場しないチームに支給する。

2. 講習会等の講師等謝金

- ・審判講習会
 - B級に対する講習会又は研修会 日額5,000円
 - B級昇格に関する審査会 日額4,000円
 - C級及びD級に対する講習会又は研修会 日額3,000円
 - C級及びD級に関する審査会 日額3,000円
- ・コーチ講習会
 - C級及びD級コーチ養成講習会 1時間当たり5,000円
 - リフレッシュ研修（インテグリティ教育） 1時間当たり3,000円
 - リフレッシュ研修（優秀指導者招聘事業） 日額2,000円
 - 実技モデルの補助員 1チーム日額10,000円

3. 所得税の源泉

- ・個人に謝金を支給する場合は、所得税を源泉する。